

不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン (中間案)

目次（ガイドラインの構成）

第1編：総説

- 第1章：はじめに
- 第2章：法の概要
- 第3章：用語の定義
- 第4章：不法・危険盛土等事案

本ガイドラインの位置づけについて記載

第2編：日常的な行政対応

- 第1章：盛土等に対する情報の管理
- 第2章：不法・危険盛土等の監視・発見

不法・危険盛土等の早期発見、早期対応に向け行政が日常的に実施すべき事項について記載

第3編：不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 第1章：不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 第2章：現状把握
- 第3章：危険な盛土等の応急対応
- 第4章：監督処分
- 第5章：勧告・改善命令
- 第6章：行政代執行
- 第7章：刑事告発
- 第8章：その他

不法・危険盛土等を発見した後の、現状把握における事実認定の方法、応急対応方法、行政処分の要件と内容等について記載

第4編：関係部局等との連携

- 第1章：関係部局との連携の在り方
- 第2章：民間事業者等との連携の在り方

各ステップにおける関係部局等との連携方法について記載

1章 はじめに

- ガイドライン策定の背景・目的
 - ・熱海の土石流災害や全国の盛土崩落事案等を踏まえた盛土規制法の制定
 - ・盛土規制法の実効性の確保の重要性
 - ・地方公共団体による不法・危険盛土等への対処が適切に行われるようガイドラインを整備すること
- 不法・危険盛土等への対処にあたっての基本的事項
 - ・行政指導に頼らず、躊躇なく行政処分を実施するという行政の意識改革の重要性
 - ・他の土地利用規制部局や廃棄物規制部局、警察等の関係部局と連携して対応することの重要性
- その他
 - ・ガイドラインについて、法施行後の執行事例等を踏まえ、適宜更新を行うこと

2章 法の概要

- ・盛土規制法の概要

3章 用語の定義

4章 不法・危険盛土等事案

- 過去の不法・危険盛土等事案の傾向と課題
 - ・人目につかない山間部や、車両のアクセスが良く交通量が少ない高速道路や幹線道路沿いで、建設残土を処理するために盛土が行われる傾向がある
- 過去の不法・危険盛土等事案に対する行政対応の特徴
 - ・行政指導を繰り返し、結果として盛土の崩落を招いた事案が見られる
- 過去の事案を踏まえた教訓
 - ・いたずらに行政指導を繰り返さず、躊躇なく行政処分を実施すること
 - ・災害防止のため必要な場合は躊躇なく行政代執行を実施すること

1章 盛土等に対する情報の管理

- 1.1 台帳による許可・届出等の情報整理
- 1.2 行政対応の記録の情報管理
- 1.3 関係部局間での情報共有

2章 不法・危険盛土等の監視・発見

- 2.1 パトロールによる発見
- 2.2 関係部局等との連携による発見
- 2.3 地域住民による通報
- 2.4 衛星画像解析等を用いた盛土の監視・発見

1.1 台帳による許可・届出等の情報整理

- 盛土規制法に基づく許可・届出等について、台帳に整理すべき情報
- 台帳の作成例

1.2 行政対応の記録の情報管理

- 行政指導や処分、その後の是正等について記録・管理することの必要性
- 告発時に有効な行政指導等の記録のひな型

1.3 関係部局間での情報の共有

- 地方公共団体における盛土規制法所管部局と廃棄物担当部局や警察等の関係部局間で情報共有を図ることの必要性と事例

2.1 パトロールによる発見

- 地方公共団体職員によるパトロールの実施方法、体制、留意点
 - ・無許可で盛土等が行われやすい地域について重点的に対応するなど計画的に実施すること
 - ・パトロールの体制を構築しがたい場合などは業務委託することも考えられること
 - ・違法性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の対応方法を事前に決めておくこと

2.2 関係部局等との連携による発見

- 関係部局等と連携した方法、不法・危険な盛土等の監視・発見方法
 - ・他の土地利用規制部局等関連部局との盛土等の許可・届出情報の共有
 - ・他の土地利用規制部局や廃棄物担当部局、道路等の公共施設管理部局、警察等の関連部局が実施するパトロールルートを踏まえた効率的なパトロールの実施
 - ・他部局が実施するパトロールにより違法性・危険性が疑われる盛土等を発見した場合の情報共有

2.3 地域住民による通報

- 地域住民の通報を促す方法や取組み事例
 - ・盛土規制法における地域住民等が通報しやすい環境の整備（許可一覧の公表・許可を受けている旨の現地掲示）
 - ・地方公共団体における通報窓口の設置、通報アプリの導入

2.4 衛星画像解析等を用いた盛土の監視・発見

- ・2時期の衛星画像の差分解析による盛土等の地形変化の疑いがある箇所の抽出

第3編 不法・危険盛土等発見後の行政対応（目次・全体像）

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

- 1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応
- 1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等
- 1.3 行政指導の基本的考え方

2章 現状把握

- 2.1 現状把握の進め方
- 2.2 把握すべき事項
- 2.3 把握方法
- 2.4 立入検査
- 2.5 報告の徴取
- 2.6 その他の方法

3章 危険な盛土等の応急対応

- 3.1 応急対応が必要な盛土
- 3.2 周辺住民への周知等
- 3.3 応急対策方法
- 3.4 他部局との連携

4章 監督処分

- 4.1 趣旨
- 4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方
- 4.3 監督処分の実施方法
- 4.4 災害防止措置命令の内容
- 4.5 監督処分の期限

5章 勧告・改善命令

- 5.1 趣旨
- 5.2 勧告・改善命令の要件及び勧告命令可能な相手方
- 5.3 勧告・改善命令の実施方法
- 5.4 災害防止措置命令の内容
- 5.5 改善命令の期限
- 5.6 留意事項

6章 行政代執行

- 6.1 趣旨
- 6.2 行政代執行の要件
- 6.3 行政代執行の進め方
- 6.4 災害防止措置の実施
- 6.5 費用の徴収
- 6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

7章 刑事告発

- 7.1 趣旨
- 7.2 告発に向けた基本的な考え方
- 7.3 告発の手順
- 7.4 留意事項

8章 その他

- 8.1 法人が解散した場合の取り扱い

1章 不法・危険盛土等発見後の行政対応

1.1 不法・危険盛土等発見後の行政対応

第3編

◆不法・危険盛土等発見後行政対応フロー

(1) 違法性・危険性の疑いがある盛土等の発見

(2) 現状把握 → 第2章参照

発見された盛土等については、まず、応急対応の必要性を判断する。また、その後の行政対応を実施するために必要な情報について、報告徴取や立入検査等により把握する。

(3) 危険な盛土等の応急対応 → 第3章参照

発見された盛土等について、応急対応の必要があると判断された場合は、周辺住民への周知、応急対策工事等の応急的な対応を行う。

(4) 行政処分等

① 監督処分 → 第4章参照

発見された盛土等について、違法性が確認された場合は、監督処分（工事停止命令、災害防止措置命令等）を行う。

② 勘告・改善命令 → 第5章参照

発見された盛土等について、危険性が確認された場合は、勘告・改善命令を行う。

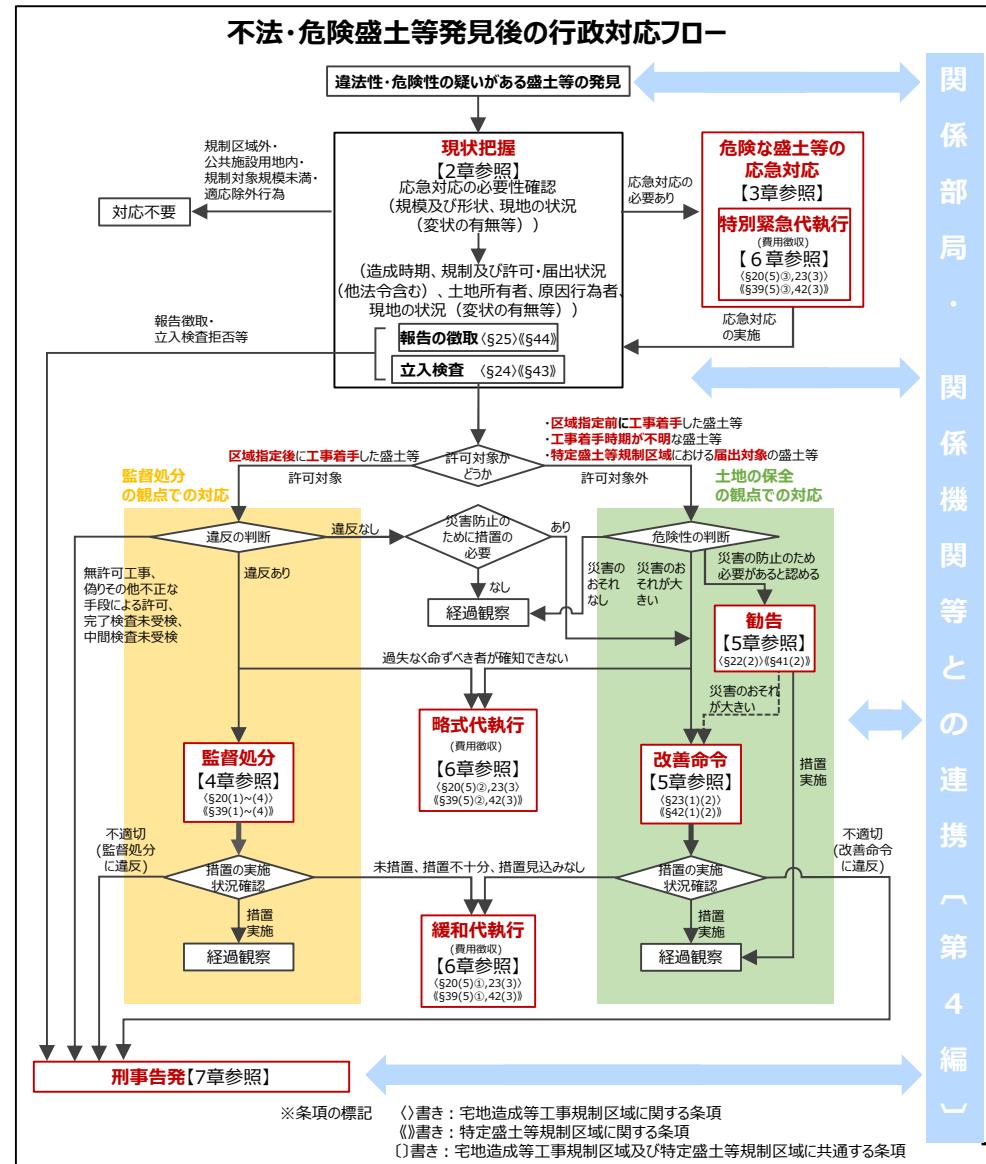
(5) 行政代執行 → 第6章参照

監督処分（災害防止措置命令）、改善命令の対象となる盛土等について、災害防止措置を命令された者が、命令に応じない場合などは、行政代執行を行う。

(6) 刑事告発 → 第7章参照

無許可の盛土等や命令違反など、罰則行為に該当する場合には、速やかに刑事告発の検討を行う。

※隨時、関係部局や関係機関等との連携を行うこと



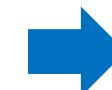
1.2 行政処分の対象となる不法・危険盛土等

- 本法では、不法・危険盛土等に対する行政処分の方法として、「監督処分」と「改善命令」の2種類がある。
- 監督処分については、原則として、許可制度上の違反がある盛土等が対象となる
- 改善命令については、原則として、許可制度上の違反はないものの、危険性のある盛土等が対象となる。

不法盛土等

- ◆ 許可の対象だが、技術的基準や手続きに違反のある盛土等

無許可盛土等	: 許可を受けないで施行された盛土等
虚偽申請盛土等	: 偽りその他不正により許可を取得した盛土等
条件違反盛土等	: 許可に付した条件に違反した盛土等
技術基準違反盛土等	: 技術的基準に不適合な盛土等
検査未受検盛土等	: 中間検査や完了検査を未受検の盛土等



監督処分
の対象

危険盛土等

- ◆ 許可対象かどうか関係なく区域指定前からある盛土等も含め危険性のある盛土等



(勧告・) 改善命令
の対象

1.3 行政指導の基本的考え方

- 行政指導は、自治体に必要な手続きの負担が軽く、迅速に指導を行うことが可能となるため、相手方が行政指導に従う場合には、行政指導を有効に活用することも考えられる。
- ただし、行政指導はあくまでも事実行為であり、相手方の任意の協力を求めるものでしかないと、相手方が行政指導に応じない場合で、緊急の場合及び必要な場合には、躊躇することなく行政処分を行うこと。

2.1 現状把握の進め方

- 現状把握の重要性
 - ・発見された盛土等について適切に対応するために、現状を適切に把握することが重要
- 現状把握の進め方
 - ・まず第一に応急対応の必要性を確認
 - ・その後、行政処分の対象となるかどうかや、行政処分等の相手方、その他必要な情報を確認
- 現状把握により得た情報の取り扱い
 - ・行政処分等の根拠資料となるため、情報の入手時期、入手方法等を確実に記録することが重要

2.2 把握すべき事項

- 応急対応の必要性
- 規制対象への該当性
 - ・規制区域内かどうか
 - ・規制対象行為（行為類型・規模）に該当するかどうか
- 許可対象への該当性
 - ・造成着手時期
 - ・許可対象行為（行為類型・規模）に該当するかどうか
- 違反性の有無
 - ・許可手続きの有無、技術的基準への適合状況等
- 危険性の有無
 - ・盛土等の変状・湧水等の有無、下流の保全対象の状況等を踏まえ判断
- 関係者（工事主、工事施行者、土地所有者等）

2.3 把握方法

- 立入検査、報告徴取、その他の方法

2.4 立入検査

- 立入検査の実施要件、立入検査の内容 ⇒ P.11
- 立入検査に関する罰則規定
- 立入検査の同意及び通知の必要性 ⇒ P.11
- 立入検査時の写真・動画撮影の可否 ⇒ P.11
- 立入検査等におけるドローン調査の可否 ⇒ P.12
- 立入検査における身分証明書の携帯 ⇒ P.12

2.5 報告の徴取

- 報告徴取の実施要件と徴取内容 ⇒ P.13
- 報告徴取可能な相手方 ⇒ P.13
- 報告徴取に関する罰則規定

2.6 その他 の方法

- 盛土規制法や他法令の許可・届出関係書類の確認
- 航空写真や衛星画像、DEM等を活用した造成時期や造成範囲の確認
- 周辺住民への聞き取りによる工事の施工状況や関係者の把握

◆立入検査の実施要件、立入検査の内容

- 立入検査は許可、中間・完了検査合格証の交付、監督処分、改善命令をするかどうか決定するため必要な場合に実施が可能。
- 改善命令等をするか決定するために立入検査した結果、まずは勧告する場合もあることから、勧告前であっても立入検査は実施可能。
- 実施可能な検査内容は、当該土地の測量による地籍、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等のほか、ボーリングによる検査や掘削調査についても実施が可能。
- 立入検査を実施する「その職員」には、職員が検査を実施するにあたり必要な専門の委託業者も含まれる。

◆立入検査の同意及び通知の必要性

- 「立入検査」を行う際、実施可能なボーリング調査を含め、法律上は事前の通知や同意を必要としない。
- なお、トラブル防止のため、土地所有者等へ事前の通知を行うことも考えられるが、不法または危険な盛土等があることが疑われる場合や、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合など、災害防止のため必要な場合には、事前に通知を実施することなく立入検査を実施して差し支えない。

<事前の通知を省略しつつ土地所有者等の同意を得ず、立入検査を行う例として以下が想定される。>

- ✓ 不法または危険な盛土があることが疑われる場合、所有者不明土地など土地所有者等の特定が困難な場合、事前に通知をすると証拠が隠滅され効果的に立入検査が実施できないおそれがある場合 等

◆立入検査時の写真・動画撮影の可否

- 立入検査の目的を達成するために、必要な範囲において、かつ相当な方法で写真・動画撮影を行うことは許される。

<写真撮影を可能とする具体例>

- ✓ 「当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況」を客観的な資料として保存する必要があること（目的を達するため）
- ✓ 土地や現場の工事の状況を撮影すること（必要な範囲において）
- ✓ 撮影の対象は土地や工事の状況（工事関係者含む）とし、周辺住民の容姿や付近の住宅等の内部（個人の部屋の様子や個人の行動等）が映り込まないようにプライバシーに配慮すること（相当な方法で）

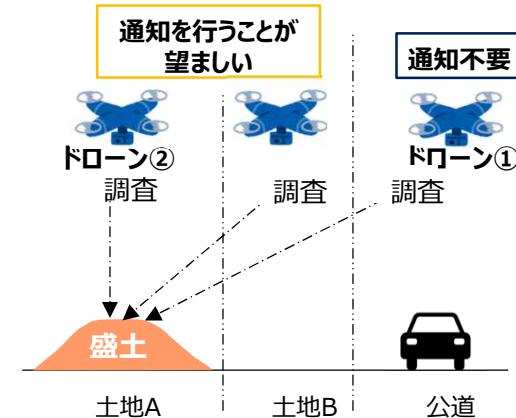
◆立入検査等におけるドローン調査の可否

- ドローンの活用（以下、ドローン調査）は、盛土等を発見するためのパトロール、詳細が不明な特定の盛土等を確認するための偵察、不法・危険盛土等の立入検査による測量等で可能である。
- **立入検査でのドローン調査は、同意や事前通知等、通常の立入検査と同様の取扱いとし、立入は間接的に調査の同意を強制する性質を有しているとともに、目的を達成するために必要な範囲において写真・動画撮影が可能である。**
- **盛土を発見するためのパトロール、特定の盛土を確認するための偵察に際しては、公道等での飛行であれば同意は不要であり、民有地を飛行する場合には、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではない。しかし、トラブル防止の観点から、あらかじめ飛行ルート下の土地所有者等に対して通知を行うことが望ましい。**
- なお、ドローン調査を行う場合には、必要となる航空法の手続を行い、迷惑防止条例に配慮のうえ行うこと。

■ ドローン調査と留意点

活用事例	盛土等の発見 (パトロール)	詳細が不明な 特定の盛土等 の偵察	不法・危険盛土等の測量 (立入検査)
ドローン調査 の可否	○	○	○
ドローン調査 時の備考	1.民有地を飛行する場合には飛行ルート下の土地所有者等への通知 2.必要に応じてドローンを飛行させる際の手続 3.迷惑防止条例の配慮	1.立ち入り調査と同様、間接的に調査の同意を強制する性質をもつ 2.必要に応じてドローンを飛行させる際の手續 3.迷惑防止条例の配慮	

■ 民有地を飛行する場合



◆立入検査における身分証明書の携帯

- 立入検査においては、身分証明書の携帯が必要である。身分証明書については、「法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について」（令和3年10月22日付内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡）に基づき、環境省所管法令により定めた統合様式を用いることが可能となっているため、必要に応じて活用されたい。

◆報告徴取の実施要件と徴取内容

- 報告の徴取は、**災害発生の防止のために必要と判断した場合に可能。**
- 徴取内容は、**当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告が可能**であり、具体的には宅地造成等規制法施行令(第22条)と同等の内容を想定。

- 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- 三 土地に関する工事の計画及び施工状況

※施工状況には施工関係書類、工事請負契約書類等も含まれる

◆報告徴取可能な相手方

- 報告の徴取が可能な相手方は**「所有者、管理者又は占有者」と規定されている。**
- 報告の徴取の対象となる「占有者」は、「**盛土等が行われている土地を事実上支配する者**」であって、当該土地における**盛土等の工事に関わる者や工事後に土地を使用している者**を指す。
- **工事施工中**においては、「**工事主」「工事施行者**」も含め、**盛土等の工事に関わる者**が「占有者」に該当する。
(現場に作業員がいる場合、その雇用主も盛土等の工事に関わる者に含まれる。)
- **工事施工後**においては、**土地所有者の同意を得ずに盛土等を行っている場合**、放置することでその土地を無断で使用している**「工事主」**が「占有者」に該当する。

3.1 応急対応が必要な盛土

- すでに崩落が発生、ないし放置すればいつ崩落等が発生してもおかしくない著しい変状がみられ、災害が発生し人的被害が生じるおそれがある場合に切迫している盛土等は応急対応が必要と判断

3.2 周辺住民への周知等

- 危険性の高い盛土等の周辺住民への周知
- 盛土等の変状発生時や大雨による土砂災害の発生が予想される場合の避難体制の整備

3.3 応急対策方法

- 応急対策工法の選定（盛土のり面自体の安定に関する対策工、雨水や地下水に関する対策工、盛土崩壊や流出の防護に関する対策工等）
- 安全性が確保できるまでの間の監視カメラや定点観測等による現地状況の監視

3.4 他部局との連携

- 避難指示等を担当する危機管理部局や、被害を生じるおそれのある公共施設の管理者、その他警察や消防関係者等との連携

4.1 趣旨

4.2 監督処分の要件及び処分可能な相手方 ⇒P.16

- 許可取り消し処分（法第20条第1項）
- 工事施行中止・災害防止措置命令（法第20条第2項）
- 土地使用禁止・制限命令、災害防止措置命令（法第20条第3項）
- 緊急の工事停止命令（法第20条第4項）

<参考> ⇒P.17

- ✓ 一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応
- ✓ 法20条第2項と3項の使い分け方
- ✓ 監督処分における土地所有者の扱い
- ✓ 緊急工事停止命令（法第20条第4項）の要件

4.3 監督処分の実施方法

- 実施の流れ（許可取消：聴聞→許可取消、命令：弁明の機会の付与→命令書交付）
- 命令書交付（命令書の記載案） ⇒P.18
- 聴聞・弁明の機会の付与の通知、弁明の機会の期間 ⇒P.19
- 監督処分の公表 ⇒P.19

4.4 災害防止措置命令の内容 ⇒P.20

- 技術的基準に適合させるための是正命令、撤去命令
- 技術的基準を踏まえた命令内容の決定、具体的な是正内容の決定（命令後の工事計画書の提出等）

4.5 監督処分の期限 ⇒P.20

4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方

- 不法盛土等の類型に対して可能な行政処分等を整理

不法盛土等の類型		定義	可能な行政処分等			
			許可取消命令 (20条1項)	工事施工停止命令/ 災害防止措置命令 (20条2項)	土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令 (20条3項)	工事施行停止命令 (緊急の必要) (20条4項)
不法盛土等	無許可	許可を受けないで工事を施行		○	○	○
	虚偽申請	偽りその他不正な手段により許可取得	○			
	許可基準違反	許可に付した条件に違反	○	○		○
	技術基準違反	技術的基準に不適合		○	○	○
	検査未受検	中間検査や完了検査を未受検		○ (中間検査未受検)	○	○ (中間検査未受検)
命令の相手方			工事主（許可を受けた者/条件に反した者）	工事主/請負人/現場管理者	工事主/土地の所有者/占有者/管理者	工事主/請負人/現場管理者/工事に従事する者
備 考				工事中	工事後	工事中

4.2 監督処分の要件及び命令可能な相手方

◆一つの現場に複数命令等を出すことが可能な者が存在する場合の対応

- 監督処分の対象者が複数存在する場合、具体的な責任が生じ、命じられた一定の監督処分の内容を遂行できる権原を有する者に対して命令する。命令にあたってはその対象者全員の特定を必要とせず、責任割合に関係なく**特定できた原因者に対して、順次、命令を出すことが可能**である。
- また、不法盛土等のうち、どの原因者がどの部分を違反しているかまでを特定することは必要でなく、**当該不法盛土等のいずれかに責任が生じているか特定できれば、必要な災害防止措置全てを命令することが可能**である。

◆法20条第2項と3項の使い分け方

- 原則として、法第20条第2項は工事中、第3項は工事完了後とする。
- 工事が中断されている場合や中断が不明確な場合は、工事主や工事施行者が確知できなければ工事完了と判断し、第3項に基づく監督処分を行うことで差し支えない。

◆監督処分における土地所有者の扱い

- 処分の相手方は、違法行為に直接関わっている者を当然優先するが、違法者がいない場合、**善意無過失の土地所有者であっても、その土地を安全に維持し、第3者に危害を加えないという社会的責任を考慮して、その責任の範囲で、監督処分の対象になりうる。**

◆緊急工事停止命令（法第20条第4項）の要件

- 工事停止命令をする際の弁明の機会を付与する期間については、災害防止措置命令と比べ、相手方の受ける損失も軽いため、**短く設定して差し支えない**が、それでもなお、**災害防止のため必要な場合で、相手方の法令違反が明らかな場合は、弁明の機会の付与を行わないで工事停止命令が可能。**
- 具体的には、
 - ✓ 現に**技術的基準に違反**しており、盛土等が崩落するおそれがある場合
 - ✓ 施工中の盛土等に、**ひび割れや小規模な崩落等が確認**される場合
 - ✓ 弁明の機会を付与している間、**工事が進行すれば、盛土等が崩落するおそれがある**場合
 - ✓ **降雨等が予見**され、盛土等が崩落するおそれがある場合などが考えられる。

◆命令書の記載案

- 命令書には、命令の相手方、場所、処分理由、命令内容、履行期限（着手期限の併記も可能）を記載すること。なお、命令内容が抽象的な記載に留まると、裁判等で争う際に不利になる可能性があるため、以下の点に留意して記載を行うこと。ただし、具体的な工法は命令の相手方が計画すべきであり、また工法を記載するには検討に時間を要することから、工法まで明示する必要はなく、速やかに命令書を発出すること。
- 「処分理由」では、以下の2つを記載すること。
 - ✓ 根拠法令：処分の根拠となる法律や政省令、技術的基準、都道府県等の規則で付加する技術的基準、許可に付された条件の違反
 - ✓ 原因となる事実関係：具体的な違反状況
- 「命令内容」では、「処分理由に示す違反状況に対して、違反状況の是正を求める」旨を記載すること。なお、是正の方法については命令の相手方が決定することで差し支えない。

20〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社

監督処分命令書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項の規定により災害防止のために必要な措置をとることを命じる。

1. 場所
〇〇市△△町■丁目口地先
2. 処分理由
 - (1)根拠法令等
宅地造成及び特定盛土等規制法 第20条第2項
政令等で定める技術的基準
許可に付された条件
 - (2)原因となる事実関係
 - ・当該土地は、法第10条第1項に定める宅地造成等工事規制区域である。
 - ・当該土地は、少なくとも20〇〇年〇月〇日から現在に至るまで、宅地造成に関する工事（以下、本件工事）を行っており、法第12条第1項の許可を受けていない。
 - ・本件工事は、法第12条第1項の規定に違反していること、また、〇〇は本件工事の工事主であると認められることから、法20条第2項の処分の要件に該当する。
 - ・本件工事により設置された擁壁は、構造計算がされておらず、不適格擁壁となっており、擁壁を支持する地盤については、長期許容応力度の確認をしていないこと、また、水抜き穴及び伸縮目地が設置されていないことから、法13条第1項の規定で定める技術的基準に適合していないため、同項の規定に適合させる必要がある。
 3. 命令内容
処分理由に示す違反状況に対して、法第20条第2項の規定により、擁壁等の設置その他宅地造成等に伴う災害の防止のための必要な措置をとること。
 4. 着手期限
20〇〇年■月■日
 5. 履行期限
20〇〇年△月△日
 6. 備考
着手期限とは、工事計画書を提出し工事に着手するまでの期限を指す。

4.3 監督処分の実施方法

◆相手方に通知できない場合の通知方法

- 監督処分にあたっては命令の相手方に聴聞・弁明の機会を付与する必要があるが、命令の相手方が確知できない等により通知できない場合は、行政手続き法に基づき公示送達を行い、行政処分については、**法律に特別の規定がないため、民法第98条第2項、民事訴訟法第110条から第113条の規定に準じて公示送達することが可能。**
- 具体の通知方法は、同様に通知方法の規定がない他法令の運用に倣い**公示送達を行うことが適当である。**

方法	: 官報及び新聞紙の掲載、県市公報等
効力発生期間	: 通知を掲載した日から2週間後

◆弁明の機会の期間

- 弁明の機会の期間については、**処分の性質・内容等を考慮し、処分の名宛人となるべき者が認否や反論の準備をするのに必要な期間以上**を確保すること。また、**各自治体において制定されている聴聞及び弁明の機会の付与に関する詳細を定めた規則等が定められている場合には、当該規則に基づき適切な期間を確保すること。**

◆監督処分の公表

- 監督処分の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、**特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能。**
- 公表する内容としては、**少なくとも被処分者及び命令の内容が必要**であるが、その詳細については、**都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要。**

4.4 災害防止措置命令の内容

◆監督処分の命令内容（災害防止措置）の判断

- 監督処分は、本来技術的基準に従った災害を防止するための必要な措置が講じられていない盛土等を是正するものであるため、災害防止措置命令の内容は、技術的基準に適合する必要がある。
- **無許可の不法盛土等は災害防止措置として全撤去の監督処分が可能**であるが、地盤面の適切な措置や地下排水の設置、層毎の転圧等が確認できる場合は、全撤去によらず、違反した範囲を是正するよう命令が可能。
- 監督処分における「災害防止措置」について、**命令書では、違反している内容及び箇所を示すとともに満たすべき技術的基準を具体的に記載すること。**
- **命令内容は、行政が立入検査で現地を確認し、技術的基準に基づき決定することを基本**とし、具体的の是正方法については、命令後に報告徴取や行政指導で工事計画書を提出させ、行政はその妥当性を判断することが望ましい。
- また、住民とのトラブル防止のため、文書での命令書の発出を原則とし、口頭で具体的な命令内容を別途指導することは避けるべきである。

4.5 監督処分の期限

◆行政処分における履行期限・着手期限

- 監督処分、改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日を持って指定すること。ただし、**工事の施工の停止命令については期限を設けず速やかに対応を求めることが可能**。
- **履行期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能**とするため、措置命令とは別に、履行期限までに災害防止措置を講ずるため明らかにこれを着手しなければならない日を**着手期限として指定することも差し支えない**。
- 手期限を設定するにあたり、**着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載すること**。
- 手期限を設定したにもかかわらず、**命令を受けた者が災害防止措置に着手しない場合**には、命令を受けた者の意思を明確に表示させる等により、**履行期限を待たず「講ずる見込みがない」に該当するかの判断を遅滞なく行うこと**。
- **期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断すること**。
- 期限の設定に当たっては、必要に応じて**工事に関連する部局や専門家へ確認を行ったうえで設定**することや国土交通省、各地方公共団体が定める**積算基準等を参考にすること**が考えられる。
- 期間の妥当性を対外的に示せるように、**期限の設定根拠等を書面で残しておくこと**。

5.1 趣旨

5.2 勧告・改善命令の要件及び勧告・命令可能な相手方 ⇒ P.22、P.23

- 勧告の要件、勧告可能な相手方、判断方法
- 改善命令の要件、命令可能な相手方、判断方法

5.3 勧告・改善命令の実施方法

- 実施の流れ（弁明の機会の付与→命令書交付）
- 弁明の機会の付与（通知、期間）
- 命令書交付（命令書の記載案） ⇒ P.24
- 勧告・改善命令の公表 ⇒ P.25

5.4 災害防止措置命令の内容 ⇒ P.26

5.5 改善命令の期限 ⇒ P.27

5.6 留意事項 ⇒ P.27

- 改善命令における土地所有者の扱い

5.2 勧告・改善命令の要件及び勧告・命令可能な相手方

- 危険盛土等の類型に対して可能な行政処分等を整理

危険盛土等 の 類型	定義	可能な行政処分等	
		勧告 (22条2項)	改善命令 (23条2項)
危険盛土等	災害の発生のおそれが 大きく措置が必要と認められる	(○)	○
命令の相手方		土地の所有者/占有者/管理者/ 工事主/工事施行者	土地の所有者/占有者/管理者/ 不完全な工事等をした者

5.2 勧告・改善命令の要件及び勧告・命令可能な相手方

◆勧告、改善命令の要件（22条2項、23条1項、41条2項、42条1項）

- 改善命令の要件は、災害の防止のため必要な措置が未実施、若しくは極めて不十分であり、災害発生のおそれが技術的観点から見て客観的な可能性があること。
- 勧告の要件は、技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるときであり、改善命令に相当する危険な状態となる前に修繕等を行う、予防的観点も含まれる。

勧告・改善命令

危険性のランク	要件	備考
改善命令レベル 高	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止のため必要な擁壁等が未設置、若しくは極めて不完全（土石の堆積の必要な措置の未実施、若しくは極めて不十分） 災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合 	<p>「災害発生のおそれ」とは、単に主觀的に危惧が感ぜられるだけではなく客観的（技術的観点からみて）な可能性があること。</p>
勧告レベル 低	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止のため必要があると認める場合 	<p>技術的基準に合致するかまたはこれに準ずる程度に反すると認められるとき</p>

判断基準

盛土等の状況	人的被害のおそれ（公益性）
<p>以下の①、②を満たしている</p> <p>①災害防止措置がとられていない、または、著しく不完全で機能していない (例：擁壁・排水施設の設置などの必要な措置が取られていない、または災害防止措置はされているが盛土が著しく変状するなど機能していない 等)</p> <p>②技術的観点から、崩落のおそれが大きい (例：変状の状況から崩落のおそれが大きいと判断、顕著な湧水があり地盤調査・安定計算の結果、崩落のおそれが大きいと判断 等)</p>	<p>技術的観点から、盛土の崩落により土砂が流出するおそれのある範囲、および被害を受ける周辺の保全対象（人家等）が想定される</p>
<p>技術的基準又はこれに準ずる水準（技術的基準が求める性能基準）に照らして不適合 (例：盛土等の勾配等の形状が不適合、擁壁構造が不適合 等)</p> <p>※現行基準で造成されていない盛土については、直ちに勧告対象になるのではなく、現行基準と照らした適合状況、現況から危険性を判断</p>	<p>現時点で具体的な被害の想定にまで至っていないものの、将来的なリスクも含め、周辺の保全対象（人家等）への影響が懸念される</p>

5章 勧告・改善命令

5.3 勧告・改善命令の実施方法

◆命令書の記載案

- 「2. 処分理由（2）原因となる事実関係」では、変状が発生している等の**危険な箇所と要因、どのような危険性があり命令を行うのかを具体的に記載すること。**
- 「3. 命令内容」では、**周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度、災害の恐れを生じたことについての故意過失の有無、損害と予防工事に要する費用の比較考量**その他あらゆる観点から考慮して相当と認められる限度において、**危険性を除去又は抑止するために求める性能と対策内容や工法例を具体的に記載すること。**また、必要に応じて平面図や図面等を添付するなど、行為者が是正すべき箇所が明確になるように記載すること。

命令書の記載（イメージ）

20〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社

改善命令書

〇〇法〇条〇項の規定により下記のとおり措置を講ずることを命じる。

1. 場所
〇〇市△△町■丁目口地先

2. 処分理由

(1) 根拠法令等
〇〇法〇条〇項

(2) **原因となる事実関係**

3. 命令内容

4. 着手期限
20〇〇年■月■日

5. 履行期限
20〇〇年△月△日

5.3 勧告・改善命令の実施方法

◆勧告・改善命令の公表

- 改善命令の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、**特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能。**
- 公表する内容としては、少なくとも被処分者及び命令の内容が必要であるが、その詳細については、**都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要。**
- なお、勧告については、行政指導であることを鑑み公表を行わず、周辺住民等への説明のみを行い、災害の発生のおそれが大きくなった場合には躊躇なく改善命令をするとともに、公表することが可能。

5.4 災害防止措置命令の内容

◆「災害防止のため必要な措置」等の具体的な内容

- 改善命令は監督処分とは異なり、区域指定前からある盛土等を含む、危険性のある盛土等が対象であり、命令の内容は、全ての技術的基準に適合させることを強制することはできず、必要な最小限度の予防工事に限られる。
- 改善命令の実施にあたっては**、命令内容を有効とするため監督処分と同様、命令の理由となる**現象、要因と危険性を示すとともに、危険性を除去又は抑止するために求める性能と、対策内容や工法例を具体的に記載する必要がある。**
- 求める性能と対策内容や工法例は、政令で定める技術的基準や関連するガイドライン等を参考に内容を設定することが望ましい。**

勧告・改善命令

危険性のランク	勧告・命令内容	備考
高 ↑ 改善命令レベル	<ul style="list-style-type: none"> 災害の防止のため必要 土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度 擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずる 	<p>「土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度」とは、</p> <p>①周囲の土地における建物（特に人家）、施設の状況からみて、災害が発生した場合に予想される人命、財産の損害の程度</p> <p>②災害のおそれを生じたことについての故意過失の有無</p> <p>③損害と予防工事に要する費用</p> <p>その他あらゆる観点から考慮して相当と認められる限度</p>
低 ↓ 勧告 レベル	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置を勧告 	具体的に必要な措置の内容を示して行うべき

5.5 改善命令の期限

◆行政処分における履行期限・着手期限（再掲）

- 監督処分、改善命令の「期限」は、履行期限として、具体的に日を持って指定すること。ただし、**工事の施工の停止命令については期限を設けず速やかに対応を求めることが可能。**
- 履行期限までの履行を確実なものとするとともに、早い段階で行政代執行や告発の判断を可能とするため、措置命令とは別に、履行期限までに災害防止措置を講ずるため明らかにこれを着手しなければならない日を着手期限として指定することも差し支えない。**
- 着手期限を設定するにあたり、**着手とみなす客観的に判別可能な行為を命令書に明確に記載すること。**
- 着手期限を設定したにもかかわらず、**命令を受けた者が災害防止措置に着手しない場合**には、命令を受けた者の意思を明確に表示させる等により、**履行期限を待たず「講ずる見込みがない」に該当するかの判断を遅滞なく行うこと。**
- 期限については工事内容等を考慮し、是正に要する期間を総合的に判断すること。**
- 期限の設定に当たっては、必要に応じて**工事に関連する部局や専門家へ確認を行ったうえで設定**することや国土交通省、各地方公共団体が定める**積算基準等を参考にすること**が考えられる。
- 期間の妥当性を対外的に示せるように、**期限の設定根拠等を書面で残しておくこと。**

5.6 留意事項

◆土地所有者が関与していない不法盛土について、どこまで命令するか
(特に他に関与している者がいるのは明らかだが、命令すべき者が行方不明なとき)

- 保全の努力義務があることから土地所有者に命ずる

宅地造成等規制法の解説

(p87)

命令権は、災害の予防施設がないか又はきわめて災害発生の著しいおそれがあるときによって発生し、**宅地所有者等の行為過失を問わないばかりか、そのおそれが宅地所有者等の行為によって生じたかどうかも問わない**。即ち、本命令の義務者は、そのおそれがある状態について支配的な権利を有しているというだけで義務が課せられるのである。このような**義務の根拠は、社会公共の安全に対して危害を及ぼす恐れのある状態を支配しているものは、その危険を防止する責任がある**という思想に基づくものであり、その本質は社会的責任というべきであろう。

(p101)

第一項の要件事実が存在する場合において、その要件事実について**他にその責に任すべき者があるときにも、宅地所有者等に対してのみ命令することは、公平の理念にもとるので、このような場合には原因者に対して「命令できることとしたのである。**

6.1 趣旨

6.2 行政代執行の要件 ⇒P.29～32

- 緩和代執行（要件、判断方法）
- 略式代執行（要件、判断方法、土地所有者等の調査方法）
- 特別緊急代執行（要件、判断方法）

6.3 行政代執行の進め方 ⇒P.33～35

- 緩和代執行の手続きフロー
- 略式代執行の手続きフロー
- 特別緊急代執行の手続きフロー

6.4 災害防止措置の実施 ⇒P.36

- 命令内容と行政代執行の内容の差異

6.5 費用の徴収 ⇒P.37～39

- 国税滞納処分の例に従った費用徴取の手続きフロー
- 財産調査権
- 費用徴収の期間
- 代執行後に確知した者からの費用徴収

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理 ⇒P.40

- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合
- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

6.2 行政代執行の要件

◆行政代執行の要件(20条5項1号～3号)

- 盛土規制法では行政代執行法の特例が設けられており、それぞれの要件は以下の通りである。

代執行の種類	要件	補足事項
(参考) 通常代執行 (行政代執行法 第2条)	①法律に基き行政庁により命ぜられた行為について ②義務者がこれを履行しない場合 ③他の手段によってその履行を確保することが困難であり（補充性の要件） ④その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき（公益性の要件）	<ul style="list-style-type: none"> 一般法においては、③補充性の要件や④公益性の要件に該当するか、行政が判断する必要
緩和代執行 (盛土規制法 第20条第5項第 1号)	①災害防止措置を講ずべきことを命ぜられた者が ②-1 期限までに措置を講じないとき ②-2 措置を講じても十分でないとき ②-3 措置を講ずる見込みがないとき	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特則として、①及び②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行が可能 <p>※「①災害防止措置を講ずべきことを命令」していることをもって、補充性の要件や公益性の要件に該当</p> <p>※②-1～②-3のいずれかを満たす場合には、行政代執行法の「②義務者がこれを履行しない場合」の要件に該当</p>
略式代執行 (盛土規制法 第20条第5項第 2号)	①災害防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において ②過失がなくて当該災害防止措置を命すべき者を確知することができないとき	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特則として、十分な調査を行っても命すべき者を特定することができないときは、相当の期間を定めて、あらかじめ公告することで、代執行が可能
特別緊急代執行 (盛土規制法 第20条第5項第 3号)	①緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において ②災害防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行法第2条の特則として、①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待っていては、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命すべき者に命令することなく、代執行が可能

6.2 行政代執行の要件

◆緩和代執行の要件(20条5項1号)

- 行政代執行法第2条においては、「他の手段によってその履行を確保することが困難」（補充性の要件）かつ、「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」（公益性の要件）に該当するか否かを行政が判断して代執行することとなっているが、**盛土規制法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、法第20条5項1号から3号に定める要件さえ満たせば、代執行ができること**となっている。
- これは、盛土規制法に基づき、**災害防止措置を命ずる盛土等は、基本的に人命への影響が危惧される「公益性の要件」に該当**するもので、**災害防止措置を講じなければ、災害発生のおそれを除去できない「補充性の要件」を満たすもの**であることから、行政代執行の実施にあたり、再度要件への適合性を検討することなく、むしろ、人命を守るため、躊躇なく、迅速に行政代執行ができるよう明文したものである。

◆略式代執行における「過失がなく、確知できない」の判断(20条5項2号)

- 「過失がなく」とは、**職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと**である。
- 明らかな原因行為者が確知できない場合は、土地所有者を探す必要があるが、所有者や相続人が多数の場合、調査に時間がかかるてしまい、代執行の着手を行えなくなるリスクが懸念される。そのため、災害防止のためとする盛土規制法の円滑な施行の観点から、戸籍附票に示される人物のみ（配偶者、子供）を調査した場合、「職務行為において通常要求される注意義務を履行したこと」と判断したとしても差し支えない。

◆特別緊急代執行の要件 (20条5項3号)

- ①「直ちに災害防止措置を講じなければ、人命に影響を及ぼすような重大な災害が発生するおそれがある場合」で、
②「命令を発出し、命令を受けた者が履行期限までに災害防止措置を講ずることを待つていて は、その重大な災害が発生するおそれや災害の発生を防止することが困難になる場合」には、命すべき者に命令することなく、代執行が可能

6.2 行政代執行の要件

◆緩和代執行における手続きの省略

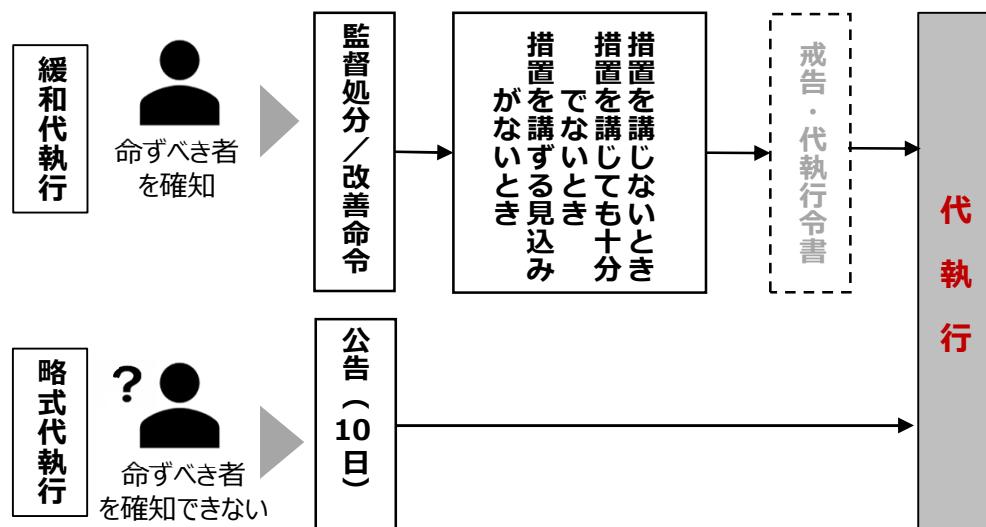
- 盛土規制法では、監督処分や改善命令により災害防止措置を命じた場合においては、相手方が期限までに措置を講じない、講じても十分でない、講ずる見込みがないときは、代執行ができることとなっている（緩和代執行）。
- この際、**行政代執行法第3条に定める手続要件である戒告や代執行令書の手続きが必要**となるが、行政代執行法第3条3項においては、**非常または危険切迫の場合には、手続きの省略が可能**とされており、このような場合には、手続きを省略することが可能である。
- 盛土規制法の行政代執行の対象となる盛土等については、**災害が発生し人命に危害を及ぼすおそれが大きいもの**であることから、**手続きに時間をかけることで、盛土等の崩落を招くおそれがある場合には、手続きを省略するこ**と**が可能である**。
- ただし、この場合であっても、**命令の相手方に行政代執行をする可能性があること等を事前に通知**するため、**監督処分や改善命令の命令書に、①行政代執行を行うことがある旨や、②行政代執行に要した費用の徴収をすること**がある旨など、**行政代執行法の手続における文書による戒告、代執行令書による通知に代える要件を記載して交付**することが**必要**であることから、**命令段階で非常または危険切迫の場合に該当するか判断**すること。

6.2 行政代執行の要件

◆ 略式代執行における「他に確知可能な者がいる場合」の対応(20条5項2号)

- 不法又は危険盛土等に多数の工事主等が関係する事案において、その工事主等の一部は確知できたが、確知できない者がいる場合には、確知できた者に対して命令を発出して措置が講じられない等の場合には、緩和代執行手続きを行うとともに、確知できなかった者に対して代執行後の費用徴収権を確保するため、盛土規制法第20条第5項第2号に基づく公告を行った上で代執行を行うことが望ましい。

■ 緩和代執行と併せて略式代執行の手続きを行う流れ



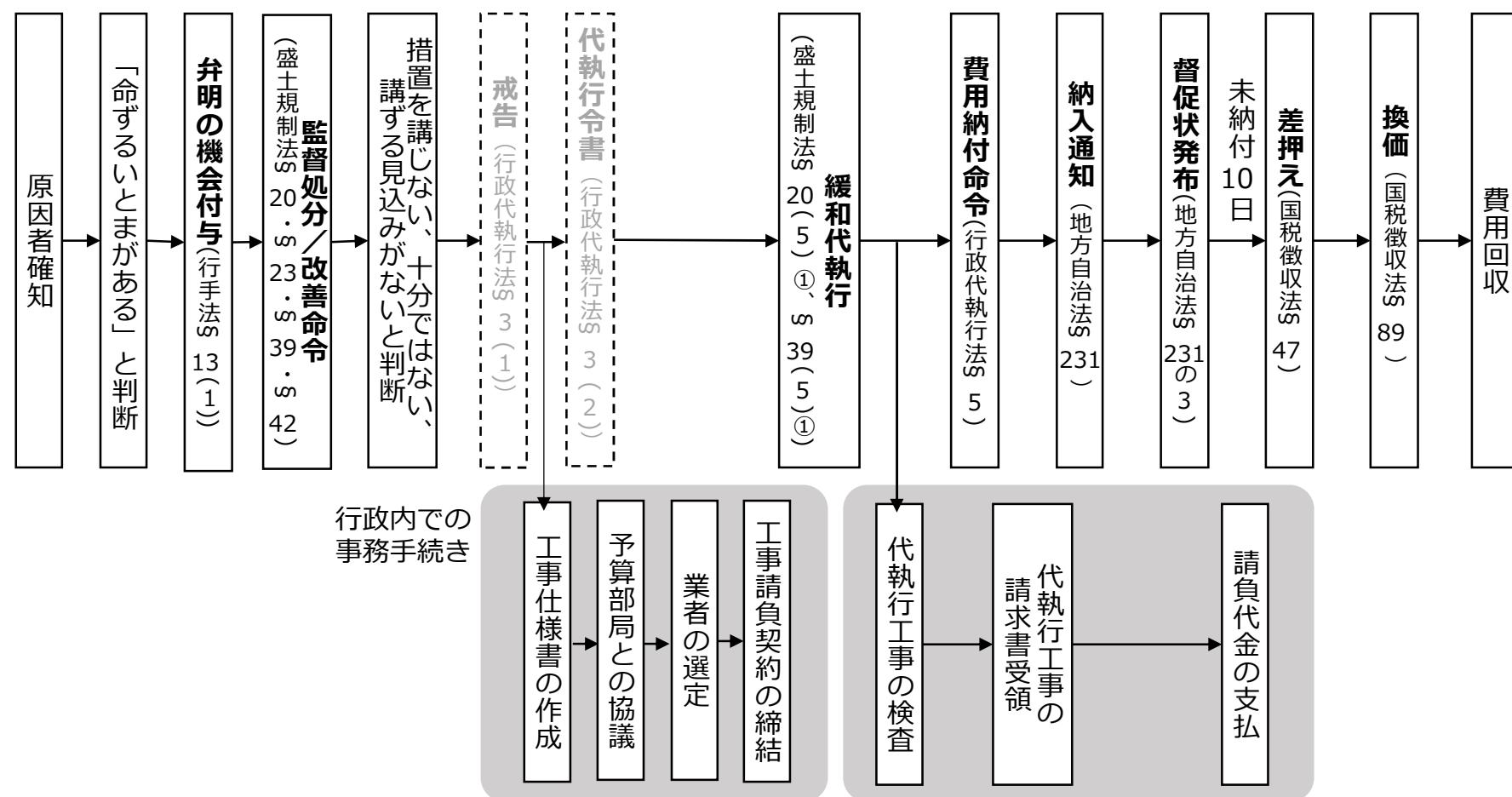
■ 善意無過失の土地所有者を確知し、原因行為者を確知できない場合

- 法の趣旨を踏まえ、土地所有者については、善意無過失であっても、改善命令を発出する。措置が講じられない等の場合には、通常の代執行手続きを行い、代執行に要した費用についても求償することは可能である。
- ただし、明らかに他に原因行為者がいるが、その者を確知できない場合には、通常代執行と略式代執行を併用して行い、代執行に要した費用については、原因行為者を引き続き探し探索し、原因行為者に対して求償することも考えられる。

6.3 行政代執行の進め方

◆緩和行政代執行フロー(20条5項1号)

- 第1号の緩和代執行は、弁明の機会付与後、監督処分又は改善命令を行い、命令の相手方が措置を講じない、十分でない、講ずる見込みがないと判断した時には、代執行を実施する。代執行後は費用徴収の手続きを実施する。具体的には、行政代執行法第5条の規定により費用納付命令後、地方自治法第231条に基づき納入通知を送付する。納入期限までに納付が無ければ、20日以内に督促状を発布する。督促状発布後10日以内に納付が無ければ、滞納処分を行い、差押え、換価を行い費用を回収する。

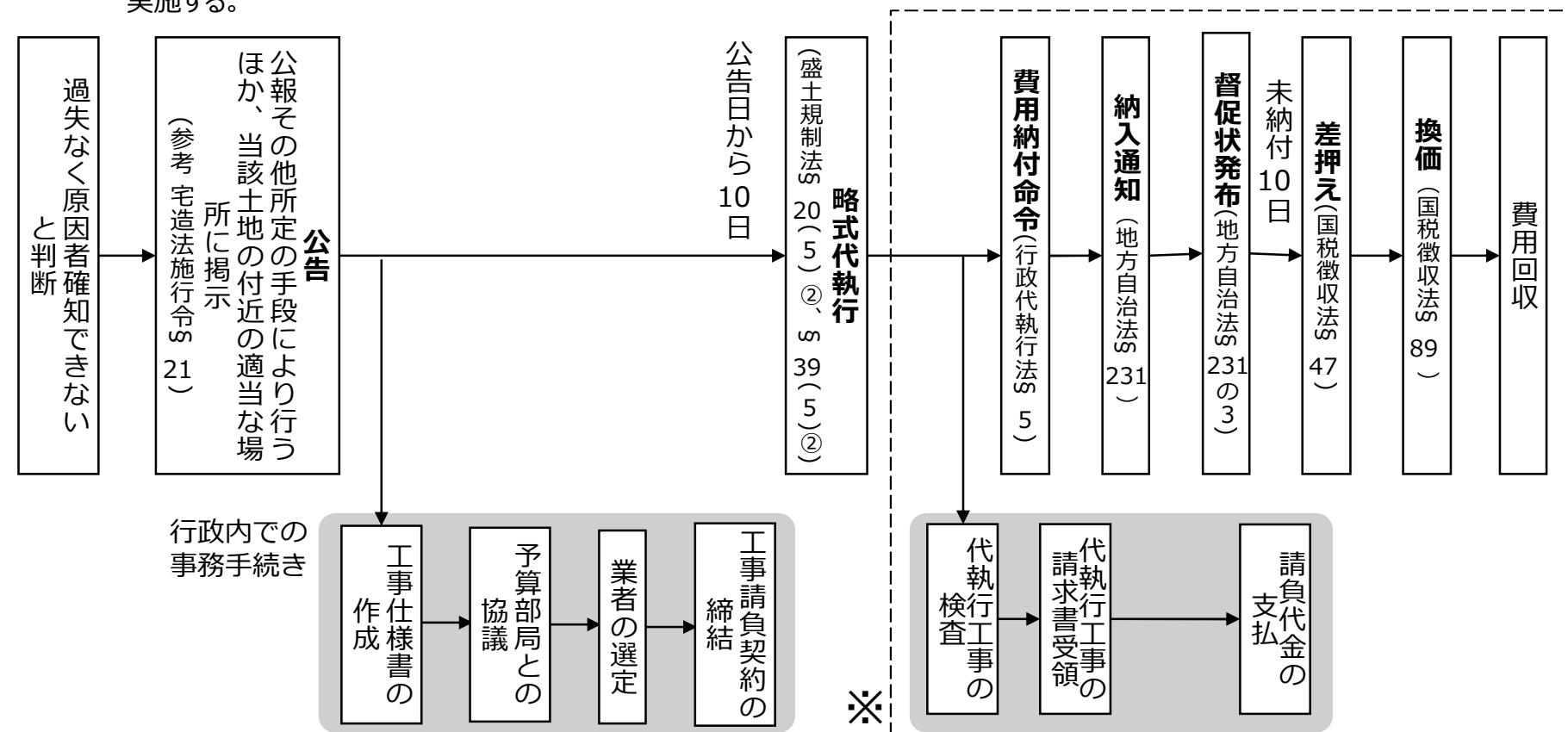


出典：北村喜宣他著「行政代執行の理論と実践」(ぎょうせい,平成27年8月),166~168頁

6.3 行政代執行の進め方

◆略式代執行フロー(20条5項2号)

- 第2号の略式代執行は、相当の期限を定めて当該災害防止措置を講すべき旨及びその期限までに当該災害防止措置を講じない場合は行政代執行を行う旨をあらかじめ公告したうえで代執行を実施する。略式代執行の場合、命すべき相手が確知できていないため、その後の費用徴収手続きは行わないが、命すべき相手が確知できた場合には、1号の緩和代執行と同様に費用徴取の手続きを実施する。



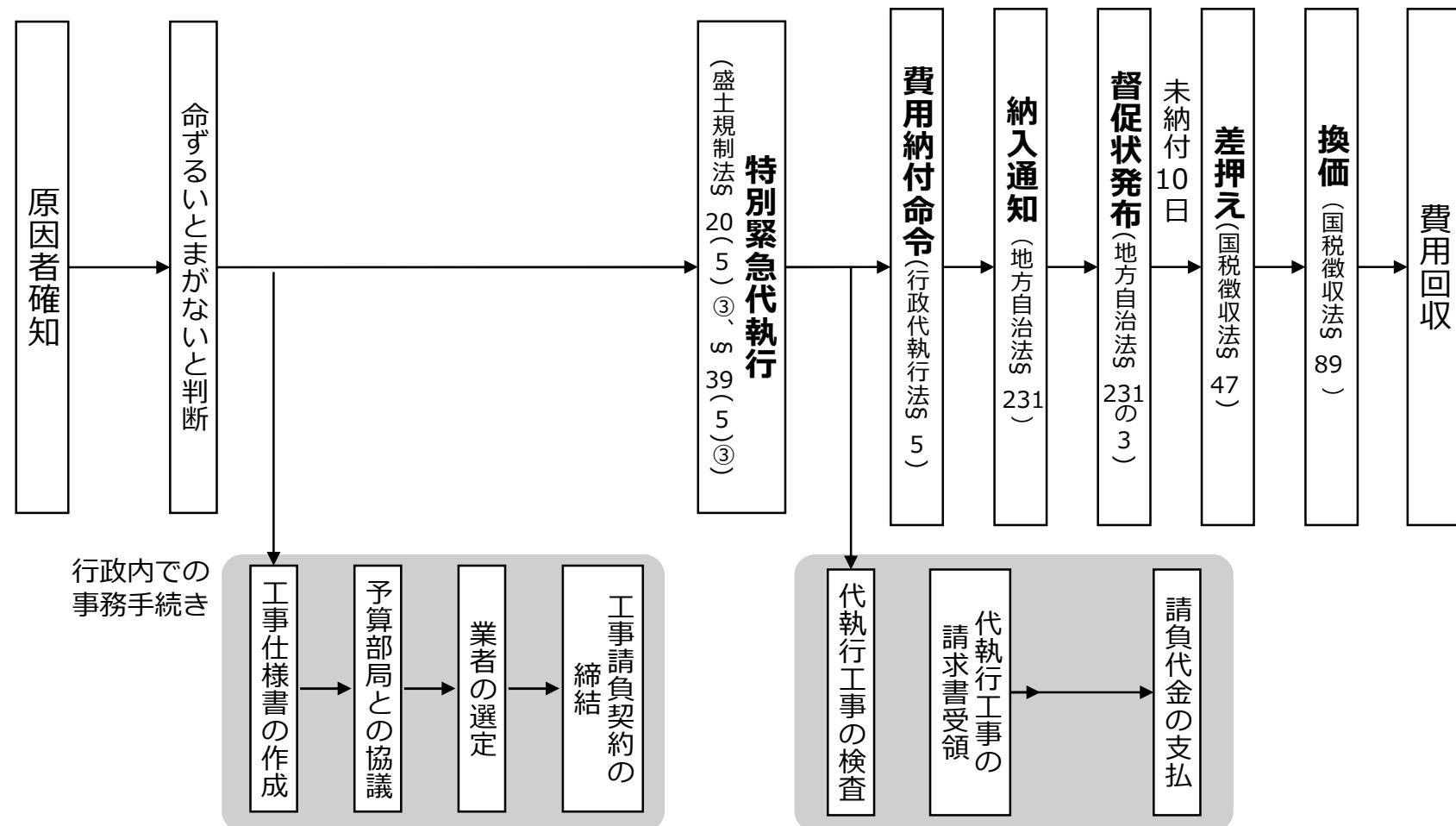
※費用の徴収については、相手方を確知できていないため事実上実施できない。略式代執行後、引き続き原因行為者調査を定期に実施するということも考えられる。

出典：埼玉県空き家対策連絡会議「行政代執行マニュアル」平成31年3月 P.4参照
北村喜宣他著「行政代執行の理論と実践」(ぎょうせい, 平成27年8月), 166~168頁

6.3 行政代執行の進め方

◆特別緊急代執行フロー(20条5項3号)

- 第3号の特別緊急代執行は、監督処分又は改善命令をすることなく、直ちに代執行を実施する。代執行後は1号の緩和代執行と同様に費用徴収の手続きを実施する。



出典：北村喜宣他著「行政代執行の理論と実践」(ぎょうせい,平成27年8月),166~168頁

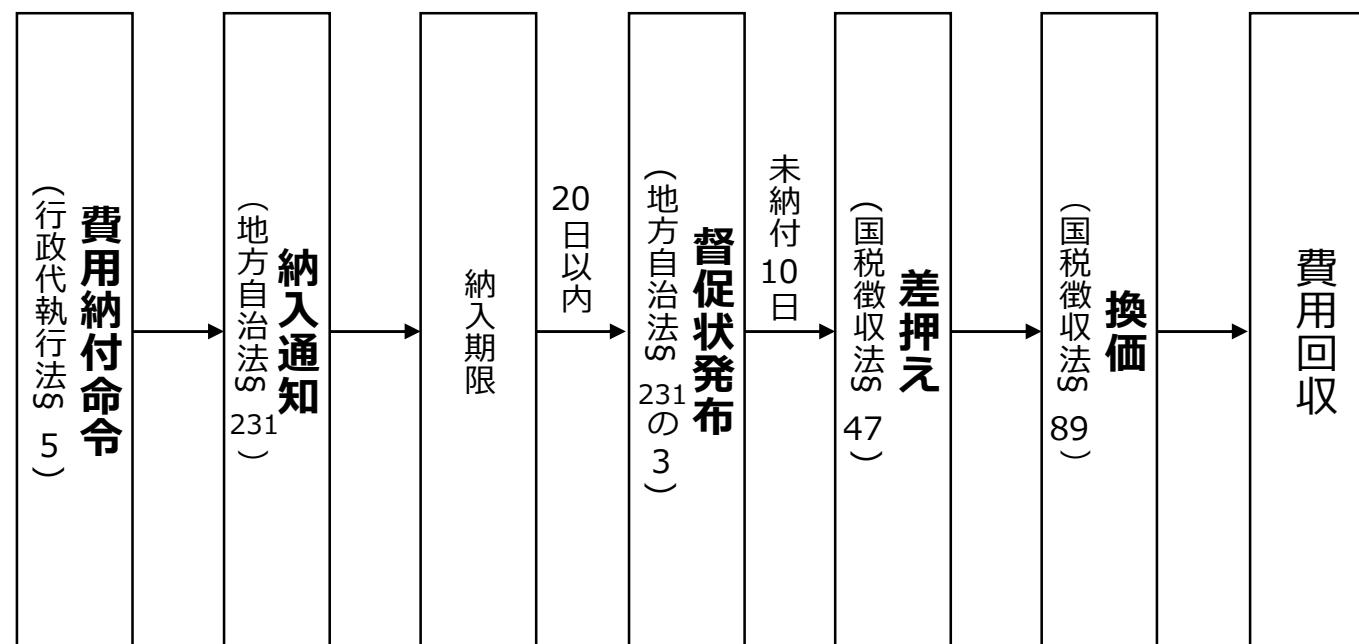
◆監督処分・改善命令と行政代執行の内容の差異(20条5項1号～3号)

- 監督処分又は改善命令の内容と行政代執行の内容に差異があつても許される。
- 監督処分又は改善命令を行つた事案において、どこまで代執行を実施するかは、工事主等又は原因行為者等に命じた災害防止措置等の内容にかかわらず、盛土の規模、これに起因する周辺住民への影響の程度、災害発生の危険性等の客観的事情を踏まえ、自治体の判断により決定することが望ましい。

◆行政代執行費用徴収の流れ（国税滞納処分の例について）

- 行政代執行の費用徴収の方法は、国税滞納処分の例に従って費用徴収を行うこと。フローは下記のとおりである。

○行政代執行費用徴収の流れ



◆費用徴収の期間

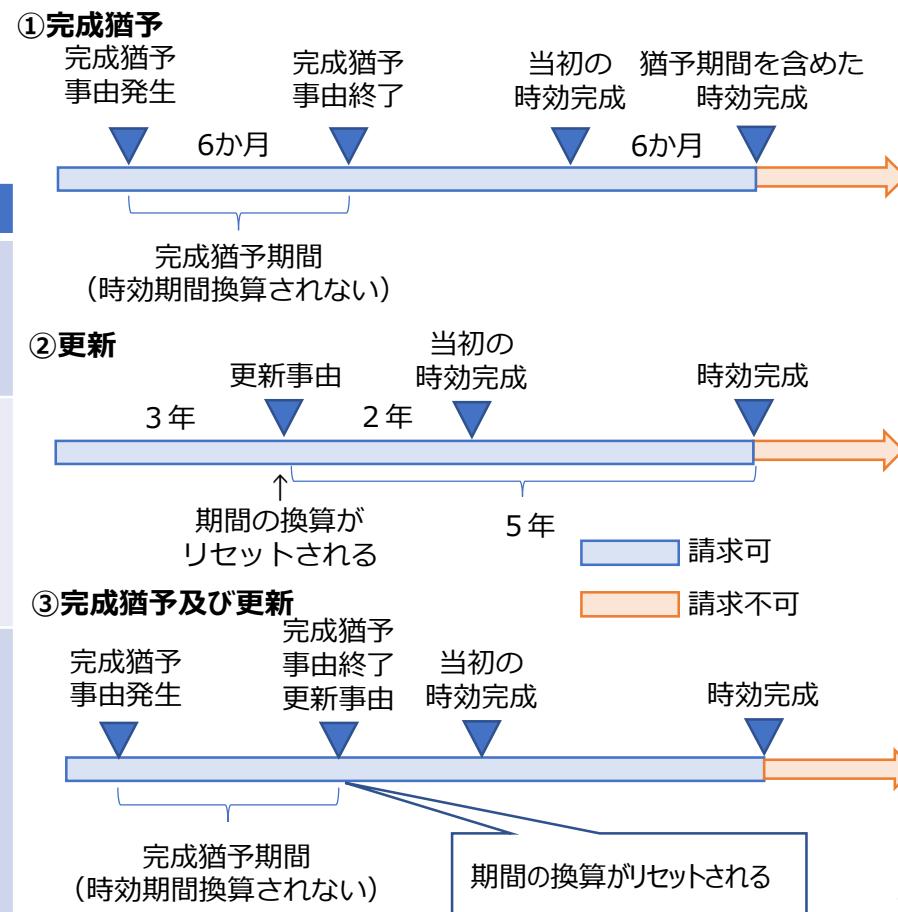
- 費用徴収の期間は、「行使することができる時」（納入の通知到達時）から5年である。なお、時効を伸ばせる方法として、時効の完成猶予や更新が挙げられる。
- 納付や差押え等によって時効が更新されるため、費用徴収に時間を要する場合は、これらの方針を用いることが望ましい。
- 効果的な費用徴収が可能であるにも関わらず時効により徴収の機会が失われることのないよう、適切に時効の管理を行うこと。

■ 費用徴収の期間

- 費用徴収が可能な期間は、「行使することができる時」（納入の通知到達時）から5年。（地方自治法第236条第1項）
- 5年を経過した場合は、時効により消滅する。

■ 請求ができる期間を延ばせる場合

種類	内容	例
①時効の完成猶予	完成猶予事由が発生すると所定の機関が経過するまで時効の完成を猶予すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 催告（地方税法18条3項、民法150条） ・ 徴収猶予（地方税法18条の2第4項）
②時効の更新	それまで進行していた時効期間が更新されて、新たな時効が進行すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務の承認（行為者が猶予申請書を提出等）（地方税法18条3項、民法152条） ・ 一部納付（地方税法18条の2第4項）
③完成猶予及び更新	時効の完成猶予により時効の進行は止まり一定の期間まで時効は完成しない。ある条件があると、時効が更新されて、新たな時効が進行するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 督促（地方税法18条の2第1項第1号、1回のみ） ・ 強制執行（差押え等）（地方税法18条3項、民法148条） ・ 裁判上の請求（取消訴訟に対する応訴等。地方税法18条3項、民法147条）



◆代執行後に確知した者からの費用徴収

- 一つの現場に無許可工事を行った工事主が複数存在する場合、確知している一部の工事主のみならず、略式代執行に基づく公告を行った上で、後に確知した工事主に対しても、費用徴収を行うことができる。

6.6 代執行後の土地及び代執行において設置した工作物の管理

◆ 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 代執行により自治体が設置した工作物は、①本来、土地所有者や原因行為者が設置すべきものを、行政が代わりに設置するものであり、また、②公の目的に供用され不特定多数の者が利用できる物とは基本的に異なることから、**国家賠償法第2条の「營造物」にはあたらない。**
- 土地所有者等の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工作物は、本来、土地所有者等が設置すべきものを行政が代わりに設置するものであり、また、土地所有者等に対しては、土地の保全努力義務が課されることから、**当該工作物は土地所有者等が所有・管理するべきである。**
- 一方、代執行後の工作物の管理については、土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、必要に応じて、**事前に土地所有者等と協議し、土地所有者等が代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去等、維持管理しやすい工法**にすることも考えられる。
- なお、土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、**文書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になれるよう必要な条件を付すことが望ましい。**

◆ 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合

- 土地所有者等以外の原因行為者の代わりに自治体が工作物を設置した場合、当該工作物は、本来、原因行為者が設置すべきものを行政が代わりに設置するものであり、また、仮に代執行によらず原因行為者が当該工作物を設置する場合、土地所有者等と当該工作物の所有や管理について協議するものであることから、**当該工作物は原因行為者又は土地所有者等が所有・管理するべきもの**である。
- 工作物の所有や管理の主体が決まらない場合は、当該工作物がその土地に付合することや、土地所有者等に対しては、土地の保全努力義務が課されることを踏まえ、**土地所有者等が当該工作物を所有・管理するものと整理すること**も考えられる。
- なお、応急対策工事等により設置される工作物については、容易にその土地から取り除くことが可能な場合もあるが、当該工作物は、災害防止のために設置されるものであり、**土地に付合しているものと取り扱って差し支えない。**
- 一方、代執行後の工作物の管理については、原因行為者や土地所有者等の維持管理が困難になることも想定されるため、**必要に応じて、事前に原因行為者や土地所有者等と協議し、代執行後の土地の管理を適切にできるかどうか考慮した上で、災害防止措置の内容を検討し、土砂の撤去等、維持管理しやすい工法**にすることも考えられる。
- なお、原因行為者や土地所有者等と協議した場合には、後でトラブルにならないよう、**文書により同意を確認するとともに、工作物の維持管理が適切になれるよう必要な条件を付すことが望ましい。**

7.1 趣旨

7.2 告発に向けた基本的な考え方 ⇒P.42

- 告発の姿勢
- 法人処罰の考え方
- 告発と行政処分の位置づけ

7.3 告発の手順 ⇒P.43

- 告発から刑確定までの流れ

7.4 留意事項 ⇒P.44、45

- 控訴できる期間、犯罪の成立時期
- 証拠書類

7.2 告発に向けた基本的な考え方

◆告発に向けた自治体の基本的な考え方

①告発の姿勢

- 公務員は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されている趣旨を踏まえ、悪質性の高い違反行為については告発を検討すること。また、告発の受理を容易にするため、また告発から送致されるまでに時間を要するため、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談する。

②法人処罰の考え方

- 事業主が相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、**原因行為者のほか、事業主についても、併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。**

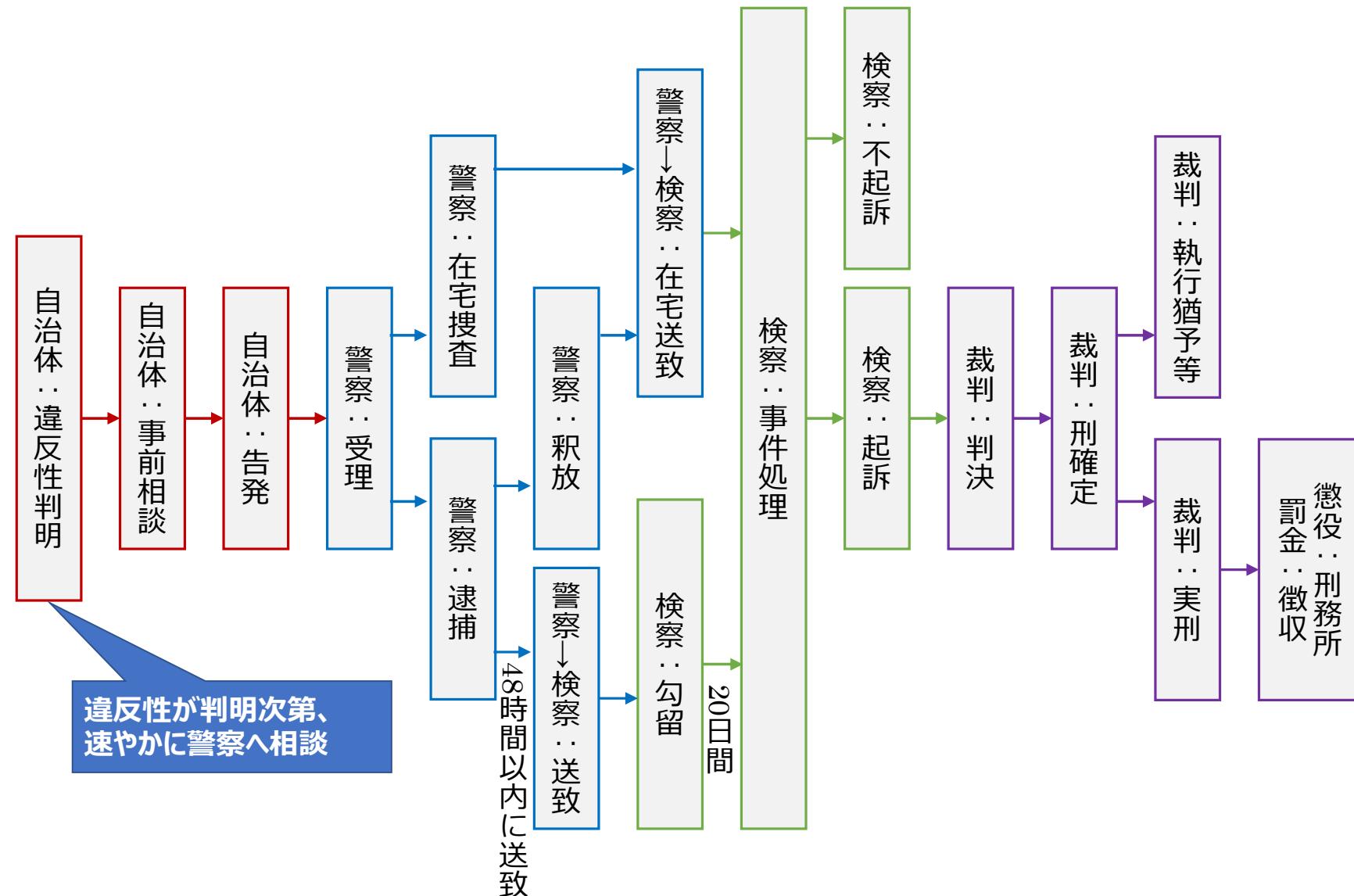
③告発と行政処分の位置付け

- 告発や刑事処罰を理由として、監督処分や改善命令といった行政処分を留保や控えることはせず、**速やかに行政処分を行うこと。**
- 違反行為について検察官に送致されたり公訴が提起された場合には、原因行為者が情状の酌量を求めるために監督処分や改善命令に従うことも考えられることから、積極的に告発を行うこと。この場合、命令書の交付は、遅くとも公判手続の段階までに行うなど**速やかにかつ効果的にその履行が期待できる時期に実施することが望ましい。**

7.3 告発の手順

◆告発から刑確定までの流れ

- 告発や逮捕、刑確定の手順は、以下の流れの通りである

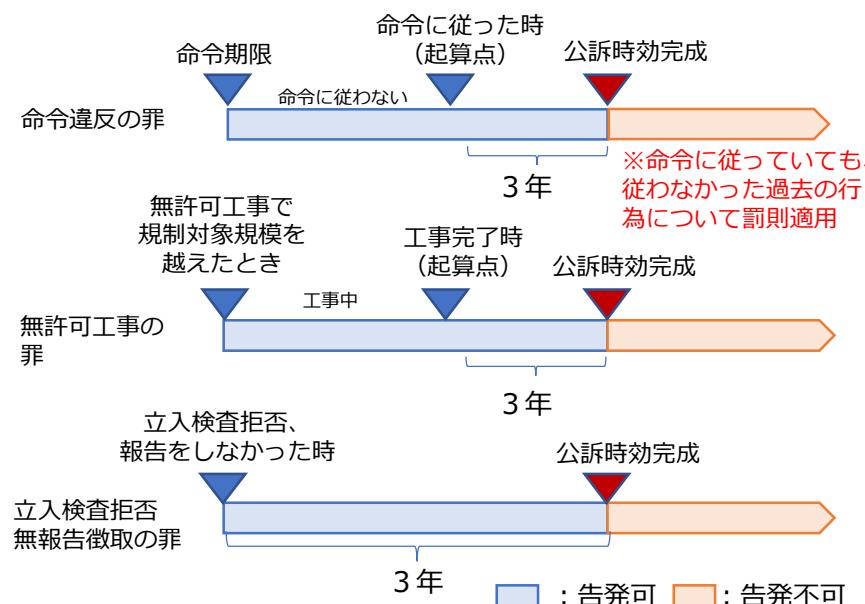


◆公訴できる期間、犯罪の成立時期

- 盛土規制法における公訴時効(起訴できる期間)は3年である。起算時点について**命令違反の罪は命令を受け、それに従った時、他は犯罪が成立するための行為が終了した時点が起算点と考えられる。**
- **命令違反の罪では、命令に従わない場合には公訴時効は成立せず、いつでも告発することができる。**
- **犯罪の成立時期は、構成要件を実現した時に成立する。**例えば、無許可工事の罪については、許可が必要にも関わらず、工事を行い、**盛土が規制対象規模を超えた瞬間に成立**する。

■公訴時効(起訴できる期間)

- 告発は犯罪成立時以降にできるが、公訴時効を過ぎるとできない。
- 盛土規制法の罰則における公訴時効は3年
- 犯罪を終了したときに公訴時効の計算が始まる。犯罪の終了時 = 起算点は下図の通り。



■犯罪成立時期

- 盛土規制法においては各犯罪の構成要件を実現した時に成立。
- 公訴時効の計算の起算点と、罰則の成立時とは以下のとおり。

主な犯罪 類型	犯罪の成立時期	公訴時効起算点
無許可 工事の罪	許可が必要にも関わらず、工事を行い、盛土が規制対象規模を超えた瞬間	規制を超える盛土等の工事完了時
命令違反 の罪	(作為義務命令) 履行期限を経過しても命令した内容が履行されないときのほか、着手期限を経過し、期限までに履行する意思がないとき又は期限までに履行する見込みがないと客観的に認められるとき (不作為義務命令) 期限を設けたときは当該期限以降に工事等を実施した場合、期限を設けていないときは、命令書が到達した以降に実施していた場合	命令違反の罪は命令を受け、それに従った時
立入検査 拒否の罪	立入検査を拒否したとき	拒否したとき
無報告 徴取の罪	報告をしなかったとき	報告をしなかったとき

◆証拠資料

- 告発をする上で、捜査を円滑にするためには、適切に**証拠資料を提出することが重要**である。
- 告発に必要な資料およびひな形を参照して、警察と密に連携し証拠書類を収集すること。（ガイドラインにて記載予定）
- 刑事手続きが進んだとしても、自治体は傍観することなく、**証拠資料の提出等により、警察や検察官と連携を密に**し、捜査に可能な限り協力をすること。
- 証拠書類の収集にあたっては、写真や動画撮影が重要である。写真を撮影する場合は、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れ、盛土等の状態、施工状況等が分かるよう様々な角度や距離から複数枚撮影すること。盛土の規模や状態等を記録する場合はスケールが分かるようポールやメジャー等を活用すること。
- 被告発人の言動等を証拠書類とするためには、発言内容等を記録できるよう複数人で対応することが望ましい。

8.1 法人が解散した場合の取り扱い ⇒P.47～50

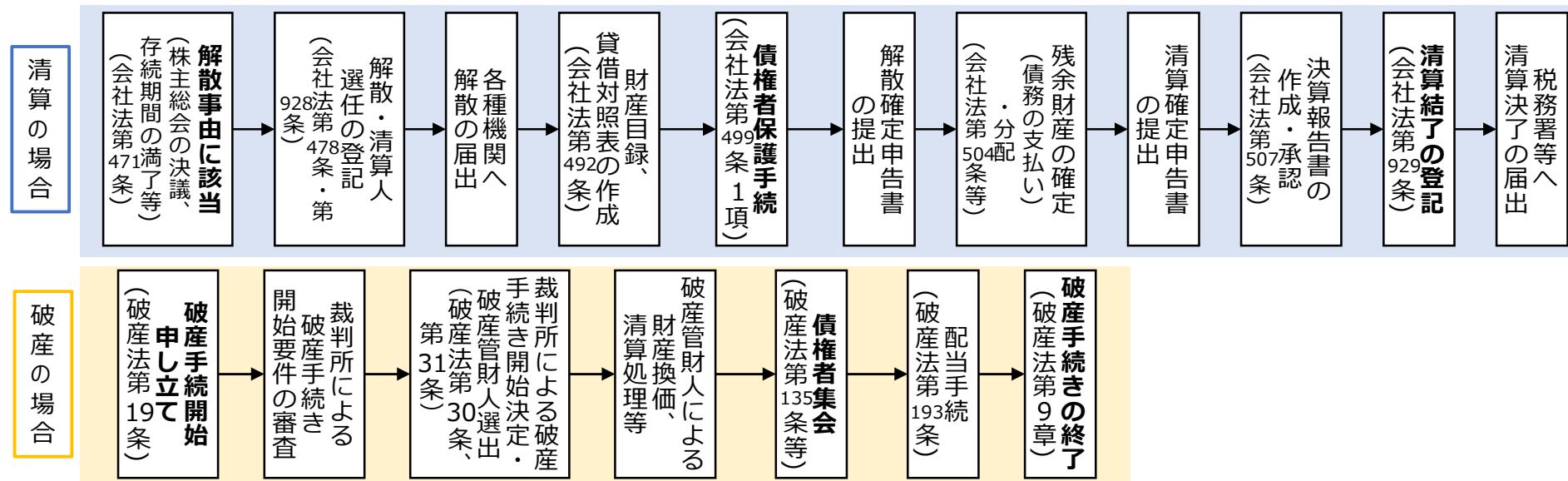
- 法人が存続する期間
- 法人が不法・危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用
- 法人が解散している場合の命令・報告徴取の相手方
- 命令を行った法人が解散した場合の行政代執行及び費用徴収

8.1 法人が解散した場合の取り扱い

◆ 法人が存続する期間

- 不法又は危険盛土等を行った法人について解散手続が開始された場合であっても、**清算の結了または破産手続完了までは、当該法人に対して責任追及を行うことができる。**

■ 清算手続と破産手続のフロー



■ 清算と破産の違い

	破産手続	清算手続
手続を行う者	財産処分については会社の代表者等が行う	裁判所及び破産管財人が行う
財産状況	債務超過時のみ	債務超過しない場合のみ

8.1 法人が解散した場合の取り扱い

◆ 法人が不法又は危険盛土等を行った場合の命令相手と罰則の適用

【1－1. 不法盛土の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合）】

- **無許可で盛土を行ったことをもって、直接罰則が適用可能。**

- 刑が科されるのは個人であることが前提となるため、実質的に盛土を行った行為者（代表者等）に対して、罰則を適用するとともに、法第60条の両罰規定を適用し、法人に対しても、罰則を適用。（法人重科が適用）
- **法人が解散している場合は、法人に対して罰則は適用されない。**

【1－2. 不法盛土の場合（区域指定後に無許可で盛土を行った場合）】

- **無許可盛土に対する監督処分（是正命令）に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能。**

- 無許可で盛土を行った工事主（法人）に対して、監督処分（是正命令）。
- 工事主が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても罰則を適用。（法人重科が適用）
- 命令時点で既に法人が解散している場合は、実際に盛土を行った行為者（代表者等）を工事主として扱い、**工事主（代表者等）に対して監督処分（是正命令）を行い、命令に違反する場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。**
- また、行政代執行後に法人が解散した場合、費用徴収が困難になることから、法人に対して監督処分（是正命令）するとともに、**実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対しても監督処分（是正命令）を行うことが望ましい。**

【2. 危険盛土の場合（区域指定前に危険な盛土を造成した場合）】

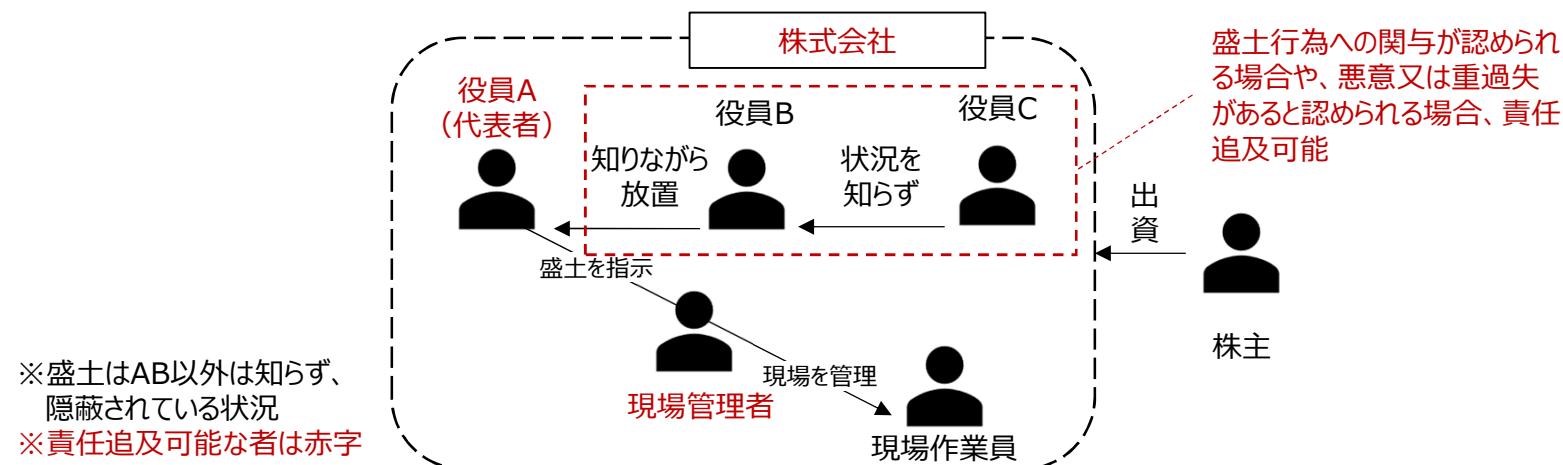
- **危険盛土に対する改善命令に従わなかった場合、命令違反の罰則が適用可能**

- 危険盛土の造成を行った者（法人）に対して、改善命令。
- 行為者が命令に違反した場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用するとともに、法人に対しても罰則を適用。（法人重科が適用）
- 命令時点で既に法人が解散している場合は、**実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対して改善命令を行い、命令に違反する場合、違反者（代表者等）に対して、命令違反の罰則を適用。**
- また、行政代執行後に法人が解散した場合、費用徴収が困難になることから、法人に対して改善命令するとともに、**実際に盛土を行った行為者（代表者等）に対しても改善命令を行うことが望ましい。**

8.1 法人が解散した場合の取り扱い

◆法人が解散している場合の命令・報告徴取の相手方

- 命令すべき法人が解散している場合、**実際に盛土を行った行為者（代表者等）**に対して命令を行う。
- 具体的には、従業員に不法または危険な盛土行為を指示した法人の代表者・役員等や、不法または危険な盛土行為が行われていることを知りながら、それを阻止する措置を講じなかった代表者・役員等の「**盛土行為への関与が認められる代表者・役員等**」のほか、本来管理・監督する立場にありながら、何ら注意を払わず、その結果、不法または危険な盛土行為を見過ごすに至った代表者・役員等の「**その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不法または危険な盛土行為を招いたものと認められる代表者・役員等**」が対象になる。
- また、不法又は危険な盛土を行った法人が既に倒産している場合、実際に盛土行為を行った者について、自ら実施した盛土により当該土地を占有している占有者と扱い、報告徴取の対象とする。

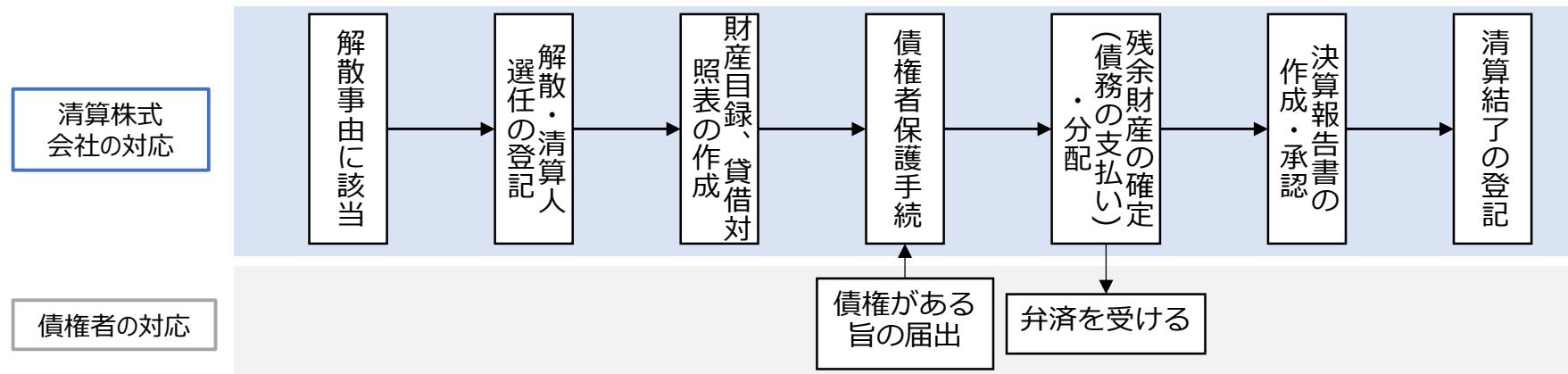


8.1 法人が解散した場合の取り扱い

◆命令を行った法人が解散した場合の行政代執行及び費用徴収

- 命令を受けた法人が倒産した場合、行政代執行費用の徴収が困難になることから、**予め費用徴収権を確保するため、法人に加えて、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行うことが望ましい。**
- また、仮に、代表者等に命令を行っていなかった場合で、命令を受けた法人が**行政代執行前に倒産した場合は、費用徴収権を確保するため、盛土を行った行為者（代表者等）に対しても命令を行って差し支えない。**
- また、**行政代執行が終了し、費用納付命令を発出した法人**が、清算手続きを開始した場合は、**債権がある旨の届出を行い、費用徴収に努める必要がある。**

■ 債権がある旨の届出を行う場面



1章 関係部局との連携の在り方

1.1 関係法令等所管部局間の連携 ⇒ P.52

(1) 関係法令所管部局等間の連携

- ・定期的な連絡会議の開催等による情報共有
- ・関係部局間の人事交流による連携強化
- ・関係法令の許可・届出情報の共有
- ・関係部局が実施するパトロール等により、不法・危険盛土等を発見した場合の情報共有

(2) 都道府県と市町村間の連携

- ・定期的な連絡会議の開催等による情報共有
- ・不法・危険盛土等を発見した場合の情報共有

1.2 警察機関との連携が可能な事項と注意点 ⇒ P.53

- ・日常的な行政対応（連絡会議の開催、人事交流（警察からの出向者の配置等））
- ・不法・危険盛土等の監視・発見（違反性・危険性が高い事案の早期共有）
- ・立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分（相手方からの危害が予想される場合、告発を念頭に置いた行政処分）
- ・刑事告発（警察との事前協議）

2章 民間事業者等との連携の在り方

- ・民間事業者等との連携方法

◆関係法令等所管部局間、都道府県と市町村間の連携

- 各フェーズにおける関係部局間、都道府県と市町村間との連携、共有が望ましい事項は以下の通りである。
- 盛土規制法の権限を有していない自治体においても、必要に応じて情報共有を行い、盛土規制法所管部局を支援することが望ましい。

<盛土規制法所管部局との連携が想定される部局>

- | | |
|--|--------------------|
| ・土地利用規制部局（農地担当部局、森林担当部局、都市計画担当部局、砂防担当部局） | ・事業所管部局（太陽光発電担当部局） |
| ・公共施設管理部局（道路管理担当部局、河川管理担当部局等） | ・税務関係部局 |
| ・環境部局（廃棄物規制担当部局、土壤汚染対策担当部局） | ・法規部局 |
| ・建設業所管担当部局 | |

行政対応の流れ		関係法令等所管部局間の連携	都道府県と市区町村間の連携	共有が望ましい情報
各不法・危険盛土事案に対する対応	日常的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> 通報等の情報共有体制の確立 連絡会議の開催 関係法令での手続き状況や問合せ先の把握 パトロールの共同実施 人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> 通報等の情報共有体制の確立 連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 不法・危険盛土等に対する対応状況 監視・発見に関する取組状況
	不法・危険な盛土等の監視・発見	<ul style="list-style-type: none"> 通報情報の共有 違反情報の共有 不法・危険が疑われる盛土等に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 通報情報の共有 違反情報の共有 不法・危険が疑われる盛土等に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 不法・危険盛土等の土地情報 不法・危険が疑われる盛土等に関する情報 土地所有者および関係者の情報
	立入検査・報告徴取	<ul style="list-style-type: none"> 合同立入検査 		<ul style="list-style-type: none"> 立入検査や報告徴取で得られた盛土状況や危険性、関係者に関する情報
	行政指導・勧告 行政処分	<ul style="list-style-type: none"> 事案に関する情報や対応状況の共有、相談 事案に関する連絡会議の開催 勧告・命令等の合同実施 同じ違反者の別事案に関して指導状況の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 事案に関する情報や対応状況の共有 事案に関する連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 事案に関する指導・対応状況 今後の対応予定 同じ違反者の別事案に関する情報
	行政代執行	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施に関する情報共有 費用徴収のノウハウ共有 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施に関する情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> 行政代執行工事の計画
	刑事告発	<ul style="list-style-type: none"> 告発の合同実施 告発に必要な情報の共有 		<ul style="list-style-type: none"> 告発予定の有無 告発において把握すべき情報

※建設業法、廃棄物規制法等関係法令との連携について検討中

1.2 警察機関との連携が可能な事項と注意点

◆警察機関との連携が可能な事項と注意点

- 各フェーズにおける警察との連携可能な事項と注意点は以下のとおりである。
- 違反性・危険性が高い盛土等の事案については、警察へ早めに相談すること。
- 特に、立入検査や報告徴取等により現状把握を行うにあたっては、的確に事実認定するため、必要に応じて警察に相談すること。

行政対応の流れ	連携が可能な事項と注意点
日常的な行政対応	<ul style="list-style-type: none"> 不法・危険な盛土等が発見された場合に、警察との連携を円滑に行うことができるよう、日頃から連絡会議や自治体の所管課に県警からの出向職員を部署に配置するなど人事交流等を実施し、情報共有を行うとともに連携体制を構築しておくこと。 違反性・危険性が高い事案について警察に通報がなされた場合には、速やかに情報提供を受けることができるよう連絡体制を整えておくことが望ましい。
不法・危険な盛土等の監視・発見	<ul style="list-style-type: none"> 違反性・危険性が高い盛土等の事案については、警察へ早めに相談すること。 警察への相談にあたっては、情報提供シート等を活用し情報を記録、整理しておくこと。 (ガイドラインにて情報提供シートのひな形を提示予定)
立入検査・報告徴取・行政指導・行政処分	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査や報告徴取等により現状把握を行うにあたっては、的確に事実認定するため、必要に応じて警察に相談すること。 相手方から危害等が予想される場合は、必要に応じて事前に警察に情報を共有し、同行等の必要な支援を依頼すること。
刑事告発	<ul style="list-style-type: none"> 告発を行う前には、告発対象となる違反行為の内容等について警察と十分に協議すること。 告発から送致されるまでに時間を要することから、時効とならないよう余裕をもって告発するため、違反と疑われる行為を発見した段階で警察に一報し、違反性が判明次第、早めに警察に相談すること。 捜査にあたっては、これまでの行政指導、立入検査等の実績やその内容が非常に重要であることから、適切に証拠資料を提出すること。また、捜査にあたって、同行を求められた場合、可能な限り協力すること。

自治体の好事例

- 自治体の所管課に県警からの出向職員を部署に配置。
- 年に1～2回実施する関係部署による連携会議に警察がオブザーバーとして参加。
- 警察と隨時情報を共有し、協力する体制を構築。
- 現場対応する際には、行政職員と県警からの出向職員がペアになって対応。
- 相手方から妨害等の抵抗が予想される場合は同行を依頼。